

音波（超音波を含む。）を利用した水中探知装置、
船舶用の位置決定装置又はこれらの部分品
（15の項の中欄に掲げるものを除く。）

輸出令別表第1の10の項（1）、省令第9条第一号

貨物名：

パラメータシート

様式：9-1

メーカー名：

型及び銘柄：

CISTEC 2012.08.01
(平成24年8月1日施行政省令等対応)

質 問 事 項	回	答	備 考
音波（超音波を含む。）を利用した水中探知装置、船舶用の位置決定装置又はこれらの部分品であって、次のいずれかに該当するもの			
イ 送信機能を有するもの又はその部分品か？	☐ いいえ ←ロへ	☐ はい (レ又はXを記入) ☐ 装 置 ☐ 部分品 ↓	
○ 垂直方向にのみ使用することができるものであって、プラスマイナス20度を超える走査機能を有していないもののうち、機能が次のものに限定されるものか？	☐ はい 走査機能 (± 度) (レ又はXを記入) ☐ 水深測定 ☐ 距離測定 ☐ 魚群探知 ←ロへ	☐ いいえ 走査機能 (± 度) ↓	
・ 水深の測定			
・ 水中にある物体又は水底に埋もれた物体までの距離の測定			
・ 魚群探知			
○ 音響用ビーコンであって、次のいずれかに該当するものか？	☐ はい (レ又はXを記入) ☐ 緊急用 ☐ ピンガー ←ロへ	☐ いいえ ↓	
・ 緊急用のもの			
・ 水中の任意の位置に設置することができるように設計したピンガー			

音波（超音波を含む。）を利用した水中探知装置、
船舶用の位置決定装置又はこれらの部分品
（15の項の中欄に掲げるものを除く。）

輸出令別表第1の10の項（1）、省令第9条第一号

貨物名：

パラメータシート

メーカー名：

様式：9-1

型及び銘柄：

CISTEC 2012.08.01
(平成24年8月1日施行政省令等対応)

質 問 事 項	回	答	備 考
(一) 音波を利用した海底測深機か？	☐ いいえ ← (二) へ	☐ は い ↓	
1 海底の地形図を作成するための船舶用測深機か？	☐ いいえ ← 2 へ	☐ は い ↓	
一 垂直方向から20度を超える角度での測定ができるように設計したものか？	☐ いいえ 角度(度) ↓	☐ は い 角度(度) ↓	
二 水面下600メートルを超える海底の地形を測定することができるように設計したものか？	☐ いいえ 水深 (m) ↓	☐ は い 水深 (m) ↓	
三 走査を行うときの分解能が2未満のものか？	☐ いいえ 分解能 () ↓	☐ は い 分解能 () ↓	
四 次のイからハまでに掲げる全てについて自動的に補正を行い、測深の精度を向上させるものか？	☐ いいえ ↓	☐ は い ↓	
イ センサーの動作	☐ いいえ	☐ は い	
ロ 走査に用いる音波の状態	☐ いいえ	☐ は い	
ハ センサーが感知する音波の速度	☐ いいえ ↓	☐ は い ↓	
以上、一から四すべてが“はい”である	☐ いいえ ↓	☐ <u>は い</u> ↓	
2 海底の地形図を作成するための水中測深機か？	☐ いいえ ← 3 へ	☐ は い ↓	
一 300メートルを超える水深で作動するように設計又は改造したものか？	☐ いいえ 水深(m) ↓	☐ は い 水深(m) ↓	
二 走査効率が3,800を超えるか？	☐ いいえ 走査効率 () ↓	☐ は い 走査効率 () ↓	
以上、一及び二が“はい”である	☐ いいえ ↓	☐ <u>は い</u> ↓	

音波（超音波を含む。）を利用した水中探知装置、
船舶用の位置決定装置又はこれらの部分品

（15の項の中欄に掲げるものを除く。）

輸出令別表第1の10の項（1）、省令第9条第一号

貨物名：

メーカー名：

型及び銘柄：

パラメータシート

様式：9－1

CISTEC 2012.08.01

（平成24年8月1日施行政省令等対応）

質 問 事 項	回	答	備 考
3 海底の画像を作成するために設計したサイド スキャンソナー又は合成開口ソナーか？	☐ いいえ ← (二) へ	☐ は い ↓	
一 500メートルを超える水深で作動するように 設計又は改造したものか？	☐ いいえ 水深(m) ↓	☐ は い 水深(m) ↓	
二 進行方向の分解能及び進行方向に直交する方 向の分解能がともに15センチメートル未満の状 態で作動しているときの走査範囲が570平方メ ートル毎秒を超えるものか？	☐ いいえ 分解能 (cm) 走査範囲 (m ² /s) ↓	☐ は い 分解能 (cm) 走査範囲 (m ² /s) ↓	
以上、一及び二が“はい”である	☐ いいえ ↓	☐ <u>は い</u> ↓	

音波（超音波を含む。）を利用した水中探知装置、
船舶用の位置決定装置又はこれらの部分品

（15の項の中欄に掲げるものを除く。）

輸出令別表第1の10の項（1）、省令第9条第一号

貨物名： _____

メーカー名： _____

型及び銘柄： _____

パラメータシート
様式：9-1

CISTEC 2012.08.01
(平成24年8月1日施行政省令等対応)

質 問 事 項	回	答	備 考
(二) 水中探知装置か？	☐ いいえ ← (三) へ	☐ は い ↓	(二)の回答欄 の右側に一つ でもチェック されたとき は、「告示貨 物」に該当す る
1 送信周波数が5 キロヘルツ未満のものか？	☐ いいえ 送信周波数 (kHz) ↓	☐ は い 送信周波数 (kHz) ↓	
動作周波数が5 キロヘルツ以上10 キロヘルツ未満であって、音圧レベル（音源から1メートルの距離で音圧が1マイクロパスカルである場合を0デシベルとしたときのものをいう。以下この号において同じ。）が224デシベルを超えるものか？	☐ いいえ 動作周波数 (kHz) 音圧レベル (dB) ↓	☐ は い 動作周波数 (kHz) 音圧レベル (dB) ← 4 へ	
2 動作周波数が10キロヘルツ以上24キロヘルツ以下であって、音圧レベルが224デシベルを超えるものか？	☐ いいえ 動作周波数 (kHz) 音圧レベル (dB) ↓	☐ は い 動作周波数 (kHz) 音圧レベル (dB) ← 4 へ	
3 動作周波数が24キロヘルツ超30キロヘルツ未満であって、音圧レベルが235デシベルを超えるものか？	☐ いいえ 動作周波数 (kHz) 音圧レベル (dB) ↓	☐ は い 動作周波数 (kHz) 音圧レベル (dB) ← 4 へ	
4 動作周波数が100キロヘルツ未満であって、ビーム幅が1度未満の音響ビームを成形することができるものか？	☐ いいえ 動作周波数 (kHz) ビーム幅 (度) ↓	☐ は い 動作周波数 (kHz) ビーム幅 (度) ↓	
5 1,000メートルを超える水深で 사용할ことができるように設計したものか？	☐ いいえ 水深 (m) ← 6 へ	☐ は い 水深 (m) ↓	
一 水圧を補正することができる送受波器を有するものか？	☐ いいえ ↓	☐ は い ↓	

音波（超音波を含む。）を利用した水中探知装置、
船舶用の位置決定装置又はこれらの部分品

(15の項の中欄に掲げるものを除く。)

輸出令別表第1の10の項(1)、省令第9条第一号

貨物名：

メーカ一名：

型及び銘柄：

パラメータシート
様式：9-1

CISTEC 2012. 08. 01
(平成24年8月1日施行政省令等対応)

質 問 事 項	回	答	備 考
二 チタン酸ジルコン酸鉛からなる送受信素子以外の送受信素子を組み込んだ送受波器を有するものか？	☐ いいえ ↓	☐ はい 素子材料名 [↓	
6 計測距離が5, 120 メートルを超えるように設計したものか？	☐ いいえ 計測距離 (m) ↓	☐ はい 計測距離 (m) ↓	
(三) 水中探知装置であって、送信周波数が10 キロヘルツ未満のものか？ (上記(二)に該当するものを除く。)	☐ いいえ 送信周波数 (kHz) ↓	☐ はい 送信周波数 (kHz) ↓	
(四) 音響送波器（送受波器を含む。）か？	☐ いいえ ←(五)へ	☐ はい ↓	
○ 次のいずれかに該当するものか？	☐ はい (レ又は×を記入)	☐ いいえ ↓	
・ 輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物以外の貨物に使用するよう設計したものの	☐ 本体貨物名 []		
・ 音波の発生装置であって、電子式のものの（垂直方向にのみ使用することができるものに限る。）	☐ 電子式		
・ 音波の発生装置であって、機械式のものの	☐ 機械式		
・ 音波の発生装置であって、化学式のものの	☐ 化学式 ←（五）へ		

音波（超音波を含む。）を利用した水中探知装置、
船舶用の位置決定装置又はこれらの部分品
（15の項の中欄に掲げるものを除く。）

輸出令別表第1の10の項（1）、省令第9条第一号

貨物名：

メーカー名：

型及び銘柄：

パラメータシート
様式：9-1

CISTEC 2012.08.01
(平成24年8月1日施行政省令等対応)

質 問 事 項	回	答	備 考
1 10キロヘルツ未満の周波数で使用する ことができるものであって、瞬間的に送信 した場合の音響出力密度が 0.01 ミリワ ット毎平方ミリメートル毎ヘルツを超え るものか？	☐ いいえ 周波数 (kHz) 音響出力密度 (mW/mm ² /Hz) ↓	☐ <u>はい</u> 周波数 (kHz) 音響出力密度 (mW/mm ² /Hz) ↓	
2 10キロヘルツ未満の周波数で使用する ことができるものであって、持続波を送信 した場合の音響出力密度が 0.001ミリワ ット毎平方ミリメートル毎ヘルツを超え るものか？	☐ いいえ 周波数 (kHz) 音響出力密度 (mW/mm ² /Hz) ↓	☐ <u>はい</u> 周波数 (kHz) 音響出力密度 (mW/mm ² /Hz) ↓	
3 サイドローブに対するメインローブの出 力比が22デシベルを超えるものか？	☐ いいえ 出力比 (dB) ↓	☐ <u>はい</u> 出力比 (dB) ↓	
(五) 船舶用の位置決定装置であって、次の1 及び2に該当するもの又はその部分品か ？	☐ いいえ ←(六)へ	☐ <u>はい</u> (レ又はXを記入) ☐ 装置 ☐ 部分品 ↓	
1 船舶の位置を決定するために受信する信 号を発信する装置（2において「応答機」 という。）を探知することができる距離 が1,000メートルを超えるものか？	☐ いいえ 距離 (m) ←(六)へ	☐ <u>はい</u> 距離 (m) ↓	
2 応答機から 1,000メートルの距離におい て信号を受信したときの位置精度の二乗 平均が10メートル未満のものか？	☐ いいえ 精度(m) ↓	☐ <u>はい</u> 精度(m) ↓	
以上、1 及び 2 が “はい#”である。	☐ いいえ ↓	☐ <u>はい</u> ↓	

音波（超音波を含む。）を利用した水中探知装置、
船舶用の位置決定装置又はこれらの部分品

（15の項の中欄に掲げるものを除く。）

輸出令別表第1の10の項（1）、省令第9条第一号

貨物名：

メーカー名：

型及び銘柄：

パラメータシート

様式：9－1

CISTEC 2012.08.01

（平成24年8月1日施行政省令等対応）

質 問 事 項	回	答	備 考
(六) 水中において活動する人の位置を自動的に探知するために設計したソナーであって、次の1から3までのすべてに該当するものか？ 1 対象を探知することができる距離が530メートルを超えるものか？ 2 当該装置から530メートルの距離における位置精度の二乗平均が15メートル未満のものか？ 3 送信パルスの帯域幅が3キロヘルツを超えるものか？ 以上、1から3すべてが“はい”である。 ロ 受信機能を有するもの又はその部分品か？ 送受信機能を有するか？ (一) ハイドロホンか？	☐ いいえ ←ロへ ☐ いいえ 距離 (m) ←ロへ ☐ いいえ 精度(m) ←ロへ ☐ いいえ 帯域幅 (Hz) ←ロへ ☐ はい ↓ ☐ いいえ (判定終了) ☐ はい (判定終了) ☐ いいえ ←(二)へ	☐ はい ↓ ☐ はい 距離 (m) ↓ ☐ はい 精度(m) ↓ ☐ はい 帯域幅 (Hz) ↓ ☐ はい ☐ はい (レ又はXを記入) ☐ 装 置 ☐ 部分品 ↓ ☐ いいえ ↓ ☐ はい (レ又はXを記入) ☐ ハイドロホン ☐ えい航ハイドロホンアレー ↓	(六)の回答欄 右側にチェックされたときは、「告示貨物」に該当する。 えい航ハイドロホンアレーの場合も判定する。

音波（超音波を含む。）を利用した水中探知装置、
船舶用の位置決定装置又はこれらの部分品

(15の項の中欄に掲げるものを除く。)

輸出令別表第1の10の項(1)、省令第9条第一号

貨物名：

パラメータシート

メーカ一名：

様式：9-1

型及び銘柄：

CISTEC 2012. 08. 01
(平成24年8月1日施行政省令等対応)

質 問 事 項	回	答	備 考
加速度による影響を補正する機能を有していないもののうち、その音圧感度（1ボルト毎マイクロパスカルである場合を0デシベルとしたときのものをいう。以下この号において同じ。）がマイナス180デシベルを超えるものか？	☐ いいえ (レ又はXを記入) ☐ 加速度補正機能有り ☐ 加速度補正機能なし 音圧感度 (— dB) ↓	☐ <u>は い</u> 音圧感度 (— dB) ↓	
(二) えい航ハイドロホンアレー用に設計した信号処理装置であって、使用者によるプログラムの書換えが可能なもののうち、時間領域又は周波数領域の処理又は相関（スペクトル分析、デジタルフィルタリング又はビーム成形を含む。）を行うことができるものか？（実時間処理できるものを除く。）	☐ いいえ ↓	☐ <u>は い</u> ↓	
(三) えい航ハイドロホンアレー用に設計したヘディングセンサーであって、精度の絶対値が0.5度未満のものか？	☐ いいえ 精度 (— 度) ← (四) へ	☐ <u>は い</u> 精度 (— 度) ↓	(三)の回答欄の右側に一つでもチェックされたときは「告示貨物」に該当する
○ 35メートルを超える水深で 사용할 ことができるように設計したものか？	☐ いいえ 水深 (— m) ↓	☐ <u>は い</u> 水深 (— m) ↓	
○ 35メートルを超える水深で 사용할 ことができるように調整若しくは取り外しをすることができる水深測定装置を有するものか？	☐ いいえ 水深 (— m) ↓	☐ <u>は い</u> 水深 (— m) ↓	

音波（超音波を含む。）を利用した水中探知装置、
船舶用の位置決定装置又はこれらの部分品

（15の項の中欄に掲げるものを除く。）

輸出令別表第1の10の項（1）、省令第9条第一号

貨物名：

メーカー名：

型及び銘柄：

パラメータシート

様式：9-1

CISTEC 2012.08.01
(平成24年8月1日施行政省令等対応)

質 問 事 項	回 答		備 考
(四) 海底用又は港湾用ケーブルシステム用に設計した信号処理装置であって、使用者によるプログラムの書換えが可能なもののうち、時間領域又は周波数領域の処理又は相関（スペクトル分析、デジタルフィルタリング又はビーム成形を含む。）を行うことができるものか？（実時間処理できるものを除く。）	☐ いいえ	☐ は い	
判 定 結 果	☐ 非該当	☐ 該 当	
該 当 項 番 () 内に該当番号を記入する。 [] : 「告示貨物」のとき[告示] と記入する。	① 輸出令別表第1の10の項（1） ② 貨物等省令の条項等の番号等 省令第9条第一号()()()[] 同 条 同 号 ()()()[] 同 条 同 号 ()()()[]		

注1. パラメータシートには、資料（カタログ、仕様書等）を添付し、判定の根拠を明示すること。

注2. 回答欄右側の下線付の回答に一つもチェックされない場合は当該貨物が標記に非該当であり、
回答欄右側の下線付の回答に一つでもチェックされた場合は該当と判定される。

注3. 音波を利用した水中探知装置又はその部分品については、併せて15項の判定が必要ある。

注4. 貨物の該非に係わらず、役務（プログラムその他の技術）が含まれている場合は、様式
9T-1についても判定を行うこと。

注5. 「告示貨物」とは、輸出令別表第3の3の規定に基づき経済産業大臣が告示で定める貨物に
該当するものをいう。

検討の結果、以上のとおり相違ありません。

作成責任者：	(作成年月日 年 月 日)
会 社 名	
所属・役職	
(フリガナ)	
氏 名	印
電 話	(内線)